

地上デジタル放送に関する  
パンフレット等



地デジについてのご相談、お問い合わせは、以下の関係機関へお電話にどうぞ。  
 \*電話番号をおかけ間違いのないようにお願いします。

地デジ全般に関するお問い合わせや、お問い合わせ先がわからない場合は

### 総務省 テレビ受信者支援センター

〒デジホット (デジタル:各都道府県に設置されています)

http://disuppo.jp

地デジコールセンターや受信相談や受信相談を受け付け、必要に応じて、受信者の方々や共同受信施設の管理者等へ直接問い合わせ、デジタル移行のための説明を行います。

### 地デジコールセンター

電話: 0570-07-0101 (ナビダイヤル)  
 (平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00)  
 利用の際は、ナビダイヤルがつながらない場合は、03-4334-1111へ。  
 利用の際は、ナビダイヤルがつながらない場合は、03-4334-1111へ。  
 利用の際は、ナビダイヤルがつながらない場合は、03-4334-1111へ。

総務省には、地上デジタル放送の受信に関する相談窓口があります。  
 すが、など、わからないことがあれば電話でお問い合わせください。

### 共同受信施設、無線局の設置関係のお問い合わせ先

デジタル放送受信相談窓口  
 電話: 0570-093-724 (ナビダイヤル) / 03-4334-1111  
 (平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00)  
 (利用の際は、ナビダイヤルがつながらない場合は、03-4334-1111へ。  
 (利用の際は、ナビダイヤルがつながらない場合は、03-4334-1111へ。  
 (利用の際は、ナビダイヤルがつながらない場合は、03-4334-1111へ。

### ケーブルテレビによる地上デジタル放送受信のご相談先、お近くのケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。

ケーブルテレビによる地上デジタル放送受信のご相談先、お近くのケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。  
 (各都道府県に設置されています)

### 地上デジタル放送の受信に関するお問い合わせ先

地上デジタル放送の受信に関するお問い合わせ先、お近くのケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。  
 (各都道府県に設置されています)

### BSアナログ放送の終了に関するお問い合わせ先

BSアナログ放送の終了に関するお問い合わせ先、お近くのケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。  
 (各都道府県に設置されています)

★ 地デジに関するお問い合わせは、お買い求めのお店にお尋ねください。

### 受信相談窓口のご案内



テレビの設置会社やアンテナ工事業者を通じて、地上デジタル放送を受信するための  
 受信相談窓口を設置しています。受信相談窓口には、受信相談窓口を設置しています。  
 地上デジタル放送に関するお問い合わせ先、お近くのケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。  
 (各都道府県に設置されています)



# 地デジ受信ガイド

保存版

なぜ?なに?

アナログテレビ放送終了まで、あとわずか!! 2011年7月終了

アナログテレビのままで「地上デジタル放送」を見ることができません。

<<<<< 地デジ受信の準備をお急ぎください!! >>>>>

# でんわ急げ! デジタルへ

電話: 0570-07-0101 (ナビダイヤル)

(平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00) 利用の際は、ナビダイヤルがつながない場合は、03-4334-1111へ  
 総務省 地デジコールセンターがお受けし、デジタルが対応します。



VHSビデオデッキ、パソコン、カーナビ、ラジオ等でアナログテレビ放送を受信している場合も、2011年7月以降は視聴できなくなります。

総務省 テレビ受信者支援センター / (社) デジタル放送推進協会 (Dpa)



ビル陰などの受信障害対策共聴施設のデジタル化に関するトラブルに法律専門家が応じます

# 「デジサポ・法律家相談」

ご相談  
ください!

マンションの理事会等へ出向く「法律家出張相談」もご利用いただけます

「デジサポ・法律家相談」には  
受信障害対策共聴施設の施設管理者や受信者の皆様から  
多くの相談が寄せられています。たとえば…

## ケース1 ■受信者と施設管理者の間で協議がまとまらない(受信者側から)

20年前にマンションが建設された際、近隣の世帯に電波障害が発生したため、その補償行為として、マンション側に受信障害対策共聴を設置した。

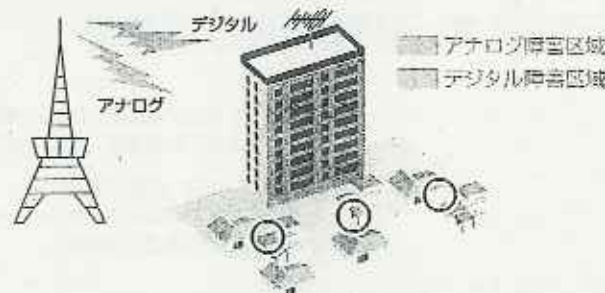
地上デジタル放送が伝送されていないため、デジタル受信障害が残る受信者から、マンション管理組合に対して申し出たが、取り合ってくれない。



## ケース2 ■受信者と施設管理者の間で協議がまとまらない(施設側から)

20年前にビルを建設した際、近隣の世帯に電波障害が発生したため、その補償行為として、受信障害対策共聴を設置した。

地上デジタル放送については、受信状況調査の結果、全域での受信が可能であることがわかったので、加入者にその旨説明した。しかし、加入者側は、施設管理者に対して、地上デジタル放送への施設改修を要望してきた。



## 当事者間協議を促進いたします

### ① 弁護士による無料相談(出張相談を含む)実施中!

ビル陰などの受信障害対策共聴施設のデジタル化に当たって当事者間協議が進んでいない場合や不調の場合、最寄のデジサポにご連絡ください。(裏面参照)

お近くの弁護士に取り次ぎ、弁護士より問題解決のためのアドバイスをします。また、マンションの理事会や関係者間の会合等に出張してデジタル化対応における法律的助言も致します。

### ② 裁判外紛争解決手続(ADR)として、調停手続も整備しています。



困った時は、ご相談ください。ご相談いただいた方の秘密は厳守します。

## 相談(出張相談を含む)業務

無料

原則として1名の弁護士が相談員となり、「相談者が紛争を自主的に解決できるよう」親身になって相談助言を行います。

実施場所 「法律家相談」:相談員の法律事務所  
「法律家出張相談」:会合開催場所

紛争解決に向けて相談したい方(相談者)

各地のデジサポに相談の申請

各地のデジサポが相談員を選任

各地のデジサポから相談者に  
相談実施日・実施場所を連絡

法律専門家による相談の実施

相談



出張相談



調停



## 調停業務

無料

原則として1名の弁護士が調停人となり、中立的な立場で当事者の互譲による和解をお手伝いします。

紛争解決に向けて調停を希望される方(申請者)

各地のデジサポに調停の申請

各地のデジサポが調停人を選任

相手方への通知

各地のデジサポから申請者及び相手方に  
調停実施日・実施場所を連絡

調停の実施

和解

これら法律専門家による相談(出張相談を含む)及び調停に係る費用負担はありませんが、代理人を選任した場合の弁護士費用等は、当事者の負担となります。この法律専門家による相談(出張相談を含む)の受付は平成23年3月10日、調停については平成23年2月1日が申請の締切となっています。

## 「デジサポ・法律家相談」連絡先

デジサポ新潟 025-285-6226  
デジサポ長野 026-233-6601

デジサポ富山 076-403-0101  
デジサポ石川 076-225-7021  
デジサポ福井 0776-31-0101

デジサポ福井 0357-33-4600  
デジサポ新潟 0852-31-0137  
デジサポ富山 086-899-6060  
デジサポ石川 082-249-7451  
デジサポ福井 094-963-4400

デジサポ新潟 099-300-0200  
デジサポ石川 097-820-7033  
デジサポ富山 093-943-6011  
デジサポ福井 098-813-0000

デジサポ福井 092-526-3366  
デジサポ新潟 096-300-8800  
デジサポ石川 0952-27-6610  
デジサポ富山 095-804-5500  
デジサポ石川 097-536-3121  
デジサポ富山 0985-31-1805  
デジサポ福井 099-833-2020

デジサポ新潟 098-993-1002

デジサポ岐阜 058-266-0206  
デジサポ静岡 054-262-3559  
デジサポ愛知 052-308-3820  
デジサポ三重 059-227-7271

デジサポ滋賀 077-503-0101  
デジサポ京都 075-212-8345  
デジサポ大阪 06-6944-8879  
デジサポ兵庫 078-330-0101  
デジサポ奈良 0742-90-2222  
デジサポ和歌山 073-426-2575

デジサポ道央 011-271-4501  
デジサポ道北 0166-24-5034  
デジサポ道東 0154-99-0101  
デジサポ道南 0138-38-0101

デジサポ青森 017-722-0044  
デジサポ岩手 019-653-1399  
デジサポ宮城 022-745-1500  
デジサポ秋田 018-803-1100  
デジサポ山形 023-606-1100  
デジサポ福島 024-522-4900

デジサポ茨城 029-224-0064  
デジサポ栃木 028-635-7990  
デジサポ群馬 027-253-0872  
デジサポ埼玉 048-824-0451  
デジサポ千葉 043-201-1082  
デジサポ東京中央 03-3407-5360  
デジサポ東京西 042-728-3022  
デジサポ神奈川 045-633-9570  
デジサポ山梨 055-254-1701

「デジサポ・法律家相談」についての詳しい情報は **デジサポホームページ** <http://digisuppo.jp/>

総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ)

100105号付

デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)からの大事なお知らせ

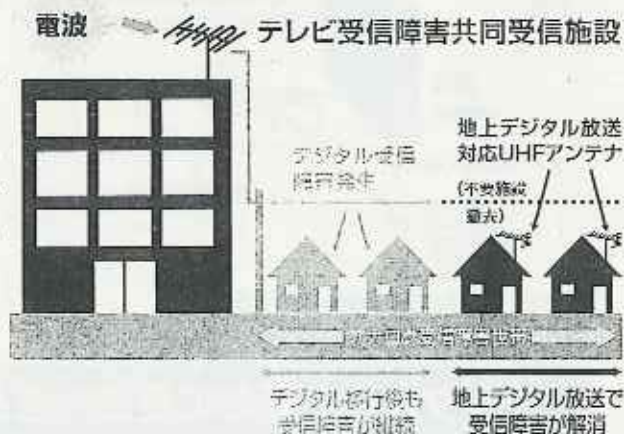
# テレビ受信障害共同受信施設 を保有・運営されている皆さまへ

※ マンションなどの建物内部のテレビ共同受信設備ではなく、ビル陰などによる受信障害の対策のための共同施設を意味します。

## 2011年7月24日までに地上テレビ放送は 完全にデジタル放送に移行し、アナログ放送は終了します。

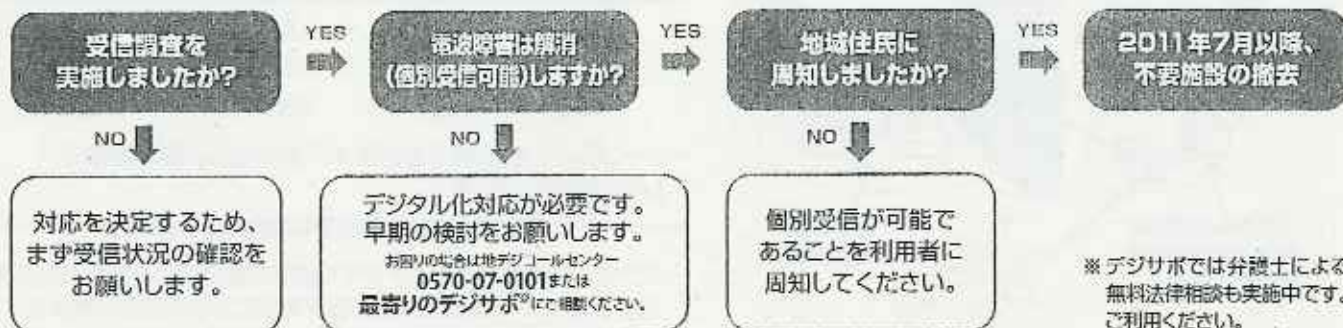
### 共同受信施設の地デジ対応について ご検討をお急ぎください!

- 地上デジタル放送は、アナログ放送より受信障害に強いので、受信障害が生じるケースは少なくなります。
- 受信障害が生じない場合は、デジタル放送のための受信障害対策は不要になります。
- 受信障害が生じないことを確認し、施設の運用を終了する場合は、「2011年7月に運用終了し、不要施設を撤去する」、「地デジは、各世帯でアンテナ設置やケーブルテレビなどで受信が必要」など、早急に利用者にお知らせ願います。
- デジタル放送でも受信障害が生じる場合は、施設のデジタル化改修やケーブルテレビへの移行などが必要です。  
(具体的な対応方法は、利用者と協議が必要です。)



### デジタル化までの対応・手順例

ビル陰障害地域における管理会社・施設管理者は、次の手順を参考に、デジタル化対応を急ぎましょう。



### まずはご相談ください!

- ? デジタル放送で受信障害が生じるのかわからない…
- ? 施設の利用者へは、どのようにお知らせすれば…
- ? 施設の地デジ対応は、具体的にどう考えればよいのか…など

※ 総務省地デジコールセンター(0570-07-0101)あるいは最寄りのデジサポ(<http://digisuppo.jp/>)を参照ください)にお問い合わせください。

- ビル陰障害地域における地上デジタル放送受信可否簡易連続調査の結果についてはデジサポホームページ(<http://wavemap.digisuppo.jp/index.php>)で公開中です。地上デジタル放送の個別受信の目安としてご利用ください。
- 施設改修やケーブルテレビへの移行の際にご活用いただける助成金制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。
- 施設の設置・変更・廃止等の手続きについては総務省の各地域の総合通信局等へお問い合わせください。([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/contact/contact4.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/contact/contact4.html))

助成対象が  
広がりました

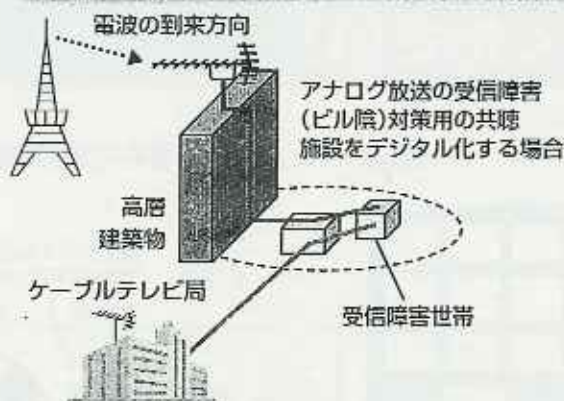
# ビル陰等の受信障害対策用の「共同受信施設の施設管理者様」へ デジタル化対応への助成金制度のお知らせ

お急ぎください! 助成金の申請受付は、2010年7月30日まで!

ビル陰等の受信障害対策のための共同受信施設(共聴施設)をデジタル化対応する際、  
**国の助成を受けることができます。**

デジタル化に必要な経費が3.5万円/世帯以下の場合も助成制度対象となりました。

## 共聴施設をデジタル化対応に改修する場合 または ケーブルテレビに切り換える場合



アナログ放送の受信障害対策共聴施設を  
ケーブルテレビへ切り換える場合

(助成額の例) デジタル化に必要な経費の1/2の助成となります。

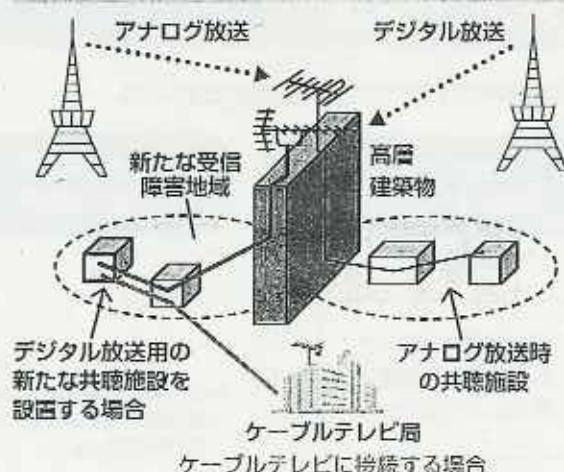
| デジタル化に必要な経費 | 申請者負担額 | 助成額  |
|-------------|--------|------|
| 20万円の場合     | 10万円   | 10万円 |
| 50万円の場合     | 25万円   | 25万円 |
| 100万円の場合    | 50万円   | 50万円 |

### <ケーブルテレビに切り換える場合の主な条件>

- ・共聴施設を「改修」する場合より、ケーブルテレビに切り換えた方が安価な場合に限られます。
- ・助成制度対象となる経費には、ケーブルテレビへの加入金と工事費は含まれますが、毎月の利用料は含まれません。

・受信障害対策のために、ケーブルテレビにより、地上アナログ放送の信号供給を受けている場合、デジタル化工事は助成制度対象外です。

## デジタル化で新たに受信障害となる地域に共聴施設を設置する場合 または、ケーブルテレビに接続する場合



(助成額の例) 共聴施設設置の場合はデジタル化に必要な経費の2/3の助成となります。

| デジタル化に必要な経費 | 申請者負担額 | 助成額   |
|-------------|--------|-------|
| 150万円の場合    | 50万円   | 100万円 |
| 300万円の場合    | 100万円  | 200万円 |
| 600万円の場合    | 200万円  | 400万円 |

・ケーブルテレビ接続の場合はデジタル化に必要な経費の1/2の助成となります。

### <受信障害対策施設新設の場合の主な条件>

- ・アナログ放送の送信所とデジタル放送の送信所の場所が異なる等により、デジタル放送で受信障害が新たに生じる場合に限ります。

予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。その他、助成金制度の詳細は、次のホームページまたは助成金相談窓口にご連絡ください。http://digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/

### 助成金制度に関するお問い合わせ先

総務省 テレビ受信者支援センター  
助成金相談窓口

電話 0570-093-724

(平日 9:00~18:00)

●IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-5623-9121で、お受けしております(お間違いないようにお願いします)。

http://digisuppo.jp/

デジタルテレビ  
受信のサポート



### 地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

総務省 地デジコールセンター

電話 0570-07-0101

(平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00)

●IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-4334-1111で、お受けしております。

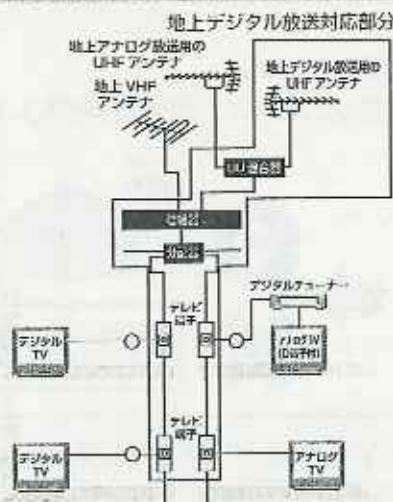
助成対象が  
広がりました

# アパート・マンション等の「オーナー様」、「管理組合様」へ デジタル化対応への助成金制度のお知らせ

お急ぎください! 助成金の申請受付は、2010年8月31日まで!

アパートやマンションなど共同住宅の共同受信施設(共聴施設)をデジタル化対応する際、経費負担が過重(世帯あたりの経費が3.5万円超)となる場合に国の助成を受けることができます。

## 共聴施設を デジタル化対応に改修する場合

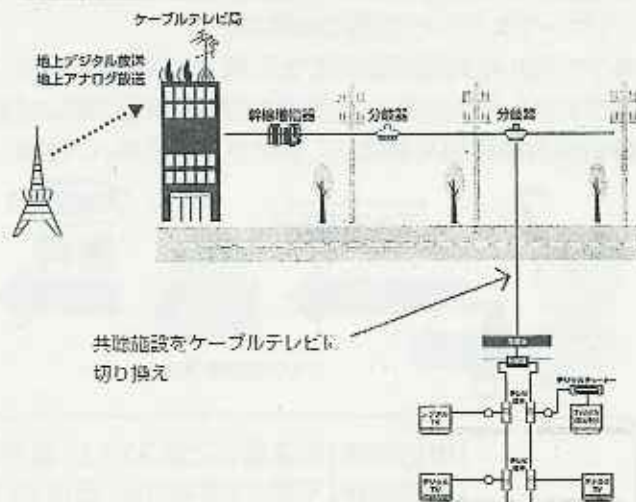


(世帯あたり助成額の例) 最大で1/2の助成となります。

| デジタル化に必要な世帯あたりの経費 | 申請者負担額  | 助成額     |
|-------------------|---------|---------|
| 3.5万円の場合          | 35,000円 | 0円      |
| 5万円の場合            | 35,000円 | 15,000円 |
| 7万円の場合            | 35,000円 | 35,000円 |
| 10万円の場合           | 50,000円 | 50,000円 |

・世帯あたりの経費が3.5万円以下の場合には助成制度対象外です。

## 共聴施設をケーブルテレビに切り 換えてデジタル化対応する場合



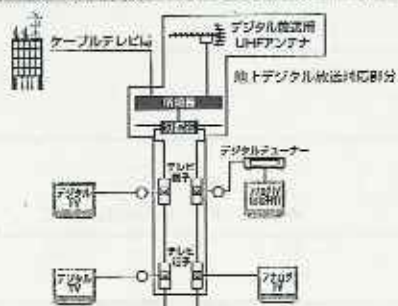
共聴施設をケーブルテレビに  
切り換え

### 〈ケーブルテレビに切り換える場合の主な条件〉

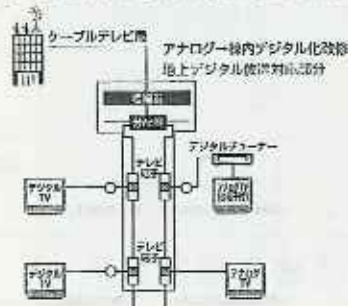
- ・共聴施設を「改修」する場合より、ケーブルテレビに切り換えた方が安価な場合に限られます。
- ・助成制度対象となる経費には、ケーブルテレビへの加入金と工事費は含まれますが、毎月の利用料は含まれません。

《助成対象範囲の拡大》 ケーブルテレビでアナログ放送を視聴する共同住宅も助成制度対象に加わりました。

### 地デジアンテナを設置し、棟内改修して視聴



### 棟内改修して、ケーブルテレビで地デジも視聴



〔予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。その他、助成金制度の詳細は、次のホームページまたは助成金相談窓口にご連絡ください。http://digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/housing/〕

### 助成金制度に関するお問い合わせ先

総務省 テレビ受信者支援センター  
助成金相談窓口

電話 0570-093-724  
(平日 9:00~18:00)

●IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-5623-3121で、お受けしております(お間違いないようにお願いします)。  
http://digisuppo.jp/

デジタルテレビ  
対応のアンテナ

デジタルテレビ  
対応のアンテナ

デジタルテレビ  
対応のアンテナ

デジタルテレビ  
対応のアンテナ

### 地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

総務省 地デジコールセンター

電話 0570-07-0101

(平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00)

●IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-4334-1111で、お受けしております。

アパート・マンション等のオーナー様へ

# 集合住宅地デジ化確認キャンペーン

## 集合住宅確認キャンペーンとは・・・

- オーナー(管理組合含む)様から申し込まれたマンション・アパートを訪問し、申込者様がご手配いただいた部屋にて地デジ対応の有無を測定器で確認します。
- 調査時には、オーナー様、管理会社の担当者様等の立会をお願いします。
- 当センターで既に地デジ受信が確認できている場合は、後日その旨をご連絡しますので、調査はいたしません。(ケーブルテレビ受信の場合など)
- デジタル化対応が確認できた場合には「地デジカ・ステッカー」をお渡しします。
- デジタル化未対応の場合には調査結果を記載した「診断カルテ」をお渡ししますので、改修の参考にしてください。
- 調査対象建物を複数申し込まれる場合は、ご相談ください。



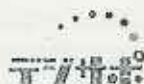
【申込方法】申込書にご記入の上、集合住宅キャンペーン事務局にFAXまたは郵送

【受付締切】平成22年8月31日まで(ただし、予定数に達しだい終了)

【対 象】集合住宅(ただし、国、地方公共団体等が所有する建物は除く)

【対象地域】茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、

【対象棟数】35,000棟



送信先FAX **03-5738-5293**

※もれなくご記入ください・・・

総務省 テレビ受信者支援センター 集合住宅キャンペーン事務局 宛

| 申込日                    |                      | 年 | 月 | 日 |
|------------------------|----------------------|---|---|---|
| 申込者<br>(調査対象建物の所有者に限る) | フリガナ                 |   |   |   |
|                        | 氏 名                  |   |   |   |
|                        | 住 所                  | 〒 | — |   |
|                        | 連絡先電話番号              |   | — | — |
| 調査対象建物                 | 名 称<br>(マンション・アパート名) |   |   |   |
|                        | 所 在 地                | 〒 | — |   |

※ご記入いただいた個人情報は、本活動以外の目的には使用しません。

総務省 テレビ受信者支援センター  
統括本部 集合住宅キャンペーン事務局

〒150-0047 東京都渋谷区神山町16-2 bit Cubeビル3階  
電話 03-5738-5347 FAX 03-5738-5293

# 地デジ専用アンテナキット借用申込書

総務省 テレビ受信者支援センター 御中

申込者氏名

印

地上デジタル放送の受信テストを行うため、地デジ専用アンテナキットを借用したいので、下記の事項を誓約し、本人確認書類を添えて申し込みます。

## (誓約事項)

- ・借用したキットの取り扱いには十分注意し、破損・紛失等の際は実費を負担します。
- ・アンテナキットは届いてから1週間以内に返送します。
- ・アンテナキットに同梱される地デジ受信アンケート（受信可否等）に協力します。
- ・申込書記載の個人情報について、総務省テレビ受信者支援センターが地デジ普及の目的に使用することを承諾します。

|                                            |                                                                                                                                                                                           |   |                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込年月日                                      | 平成 年 月 日                                                                                                                                                                                  |   |                                                                                                                                                                                              |
| 送付先住所<br>(受信テスト場所)                         | 〒 —                                                                                                                                                                                       |   |                                                                                                                                                                                              |
| 電話番号                                       | —                                                                                                                                                                                         | — |                                                                                                                                                                                              |
| 携帯電話番号                                     | —                                                                                                                                                                                         | — |                                                                                                                                                                                              |
| 本人確認書類<br>(○をつけてください)                      | 運転免許証の写し・各種健康保険証の写し・パスポートの写し                                                                                                                                                              |   |                                                                                                                                                                                              |
| 希望する<br>アンテナキット<br>(いずれかひとつに<br>○をつけてください) | A                                                                                                                                                                                         |   | B                                                                                                                                                                                            |
|                                            |  + <br>専用アンテナ チューナー |   |  + <br>専用アンテナ チューナー |
|                                            | C                                                                                                                                                                                         |   | D                                                                                                                                                                                            |
|                                            |  + <br>専用アンテナ チューナー |   |  + <br>専用アンテナ チューナー |

※地デジ用アンテナは、送信所の近くなど、電波の強い地域で使用可能です。

※地域によっては、地デジ用アンテナで受信できない場合があります。

※A～Dのアンテナは屋外でも使用できます。

※A～Dのアンテナは社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が定めるDHマークを取得しています。

FAX送付書先

03-5738-5286

郵送先

〒150-0047 東京都渋谷区神山町16-2 bit cube 3階  
総務省 テレビ受信者支援センター  
地デジ専用アンテナキット事務局 宛

デジサポ使用欄

No.

Y M  
N D

—

# 地デジ専用 アンテナキットを

# 無料

# で貸し出します!

●地デジを見たいけど、アンテナはどうしたらいいの? ●今のアンテナが使えるの? など、アンテナでお困りではありませんか?

地上デジタル放送は受信障害に強いので、地域によっては簡易なアンテナで受信することができます。

●うちの地域では使えるの? ●買う前に実際に試してみたいけど・・・。  
デジサポではそのような方に地デジ専用アンテナキットを1週間無料で貸し出します。

貸し出しを希望する方は、裏面の申込書にご記入の上、本人確認書類を添えて、郵送またはFAXで裏面の事務局宛にお申し込みください。

※申込書はデジサポHP <http://digisuppo.jp/> でもダウンロードできます。



## キットには以下の機材が含まれています。

●地デジ用アンテナ(いずれか一つ)



+

●地デジ専用チューナー  
●同軸ケーブルや  
ビデオケーブル等  
その他付属品



### 本人確認書類について

◆下記のうちいずれかを添付してください。

#### 【運転免許証の写し】

- ・有効期限内であること。
- ・記載の住所がアンテナキット送付先と同じであること。
- ・表面の記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも添付してください。

#### 【各種健康保険証の写し】

- ・記載の住所がアンテナキット送付先と同じであること。
- ・カード型健康保険証の場合は表面、裏面(住所の記載が必要です)の両方の写しを添付してください。
- ・紙型健康保険証の場合は、住所、氏名が記載されているページの写しを添付してください。

#### 【パスポートの写し】

- ・記載の住所がアンテナキット送付先と同じであること。
- ・顔写真ページ、所持人記載欄の両方の写しを添付してください。

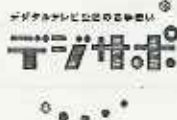
### 地デジ専用アンテナキットについて

- 地デジ専用アンテナキットは、地デジを簡易なアンテナで受信できるかどうかを確認するためのキットです。
- 地デジ用アンテナは、送信所の近くなど、電波の強い地域で使用可能です。
- 地域によっては地デジ用アンテナで受信できない場合があります。
- 受信確認作業は十分注意して行ってください。
- 一度に貸し出し可能な数量は1セットです。

### 地デジ専用アンテナキットの貸し出しに関する注意事項

- アンテナキットは、到着後1週間以内にご返送ください。
- 破損・紛失等のないよう機材の取り扱いについては、十分ご注意ください。
- 受信結果等を同封のアンケートにご記入いただき、ご返送をお願いします。
- ご使用後は、同封の運送伝票でご返送いただければ運送料は、デジサポが負担します。

＜お申し込み受け付け後、電話確認させていただいた上で、発送させていただきます。＞



お問い合わせは

総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ)

地デジ専用アンテナキット事務局

電話：03-3467-5256(平日9時～18時) FAX：03-5738-5286

デジタルテレビ受信のお手伝い

デジサポ

「技術支援のぞあんない」

新たな難視地区で受信対策を実施していただくみなさまへ

**地上デジタル放送が受信できるまで  
デジサポがみなさまのお手伝いをいたします！**

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）※<sup>1</sup>では、

新たな難視地区※<sup>2</sup>における地上デジタルテレビ放送の

受信対策※<sup>3</sup>が円滑に進められるよう、対策工事を

行う受信者の方々に対して、無料で

技術支援を行っています。（裏面参照）



◎デジサポがお手伝いするにあたっては、地元の代表者等の方から地元のデジサポへお申込みいただくことになります。

お問い合わせ先

**デジサポ難視対策助成制度窓口**

**【TEL】0570-074007**

**【受付時間】 平日9:00～18:00**

IP電話等で、上記番号につながらない場合は、03-6459-2818でお受けいたします。

※<sup>1</sup>総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）は、国の補助を受け（社）デジタル放送推進協会（Dpa）が運営しています。

※<sup>2</sup>新たな難視地区とは、地上アナログテレビ放送を個別受信アンテナで受信できている地域であって、地理的条件等により地上デジタルテレビ放送が個別受信アンテナで受信できない地区をいいます。

※<sup>3</sup>受信対策とは、国等が策定・公表する「地上デジタル放送難視地区対策計画」に掲載されている対策手法のうち、共聴施設設置、高利得受信アンテナ等、CATV加入、既設共聴加入とされているものをいいます。



# デジサポが受信対策の完了まで お手伝いいたします

## 受信点(アンテナ設置位置)調査の実施

- ・地上デジタルテレビ放送が受信できるアンテナ設置位置の調査を行います
- ・地上デジタルテレビ放送の受信可能と思われる地点をあらかじめデジサポで検討します



## 共聴組合設立への支援(共聴施設設置の場合)

- ・共聴施設には、一般的に施設の維持管理等を行うための共聴組合が必要です
- ・共聴組合の運営方法や規約の制定等、組合設立に向けた支援を行います



## 対策工事の準備支援

- ・受信点調査等を基に受信対策方法を検討し、対策工事の内容について提案します
- ・受信設備の設置方法や経費概算等について提案し、対策工事の準備を支援します
- ・CATVによる対策では、加入等の手続きについても提案します
- ・対策工事の発注に必要な工事仕様書等の資料作成について支援します



## 対策工事の実施支援

- ・受信設備の設置に関する各種届出に必要な書類作成について支援します
- ・工事業者には、必要により受信設備の設計等、対策工事に関する相談に応えます
- ・対策工事の完了時には、不備等がないか等の完了検査について支援します



## 助成金等の申請手続きに関する支援

- ・対策工事の各種経費支援制度の手続きに関する相談に応じます
- ・補助金、助成金の申請等に必要書類の作成について支援します



## みなさまのご協力をお願いします！

- ・対策工事や組合運営では、各戸において経費負担が生じますのでご了承ください
- ・受信点調査の場所をあらかじめお知らせしますので土地の使用許可をお願いします
- ・地元の方による受信点調査場所までの誘導と帯同にご協力ください
- ・受信設備を設置する用地が必要となった場合には、その確保をお願いします
- ・共聴施設を新設する場合は、共聴組合を設立する必要があります
- ・共聴組合では代表者を選出していただき、みなさまで協力して組合運営を行ってください
- ・各種届出に必要な資料等についてご提供ください
- ・その他、地デジ受信に関するデジサポの活動にご理解・ご協力をよろしくお願いします

新たな難視対策のために**高性能等アンテナの設置**をご検討される皆さまへ



## 地上デジタル放送の難視対策への 経費助成について



### 助成制度の概要

地上アナログテレビ放送は個別受信アンテナで受信できている地域であって、地理的な条件等により地上デジタルテレビ放送が個別受信アンテナで受信できない地区(以下「新たな難視地区」といいます)において、地上デジタルテレビ放送の受信を目的として高性能等アンテナによる対策※を行った場合、負担した経費の一部についてデジサポの助成制度(個別受信難視聴対策事業費補助事業)を利用することができます。

※高性能等アンテナによる対策とは、標準性能を超えるアンテナ等を用いることやアンテナ設置場所を移設することにより、地上デジタルテレビ放送対応の受信設備に改修する対策をいいます。

### 助成対象となる方

現在、地上アナログテレビ放送を個別受信アンテナにより受信している建屋を所有または管理している個人または法人で、以下の助成対象となる要件を満たしている方が申請できます。

※地上アナログテレビ放送を共同受信施設やケーブルテレビで視聴されている方は対象となりません。  
なお、共同受信施設の場合は、当該施設のデジタル化改修経費に対して国の支援があります。

### 助成の対象となる要件

- 総務省および全国地上デジタル放送推進協議会が策定・公表する「地上デジタル放送難視地区対策計画」(以下「対策計画」といいます)において「新たな難視地区」と特定されていること
- 対策計画で対策手法が「高利得受信アンテナ等」となっている地域であること  
(お住まいの地区が新たな難視地区の場合、対策手法等について、総務省及び地域の放送事業者から個別にお知らせすることとしております。)
- 個別受信アンテナによる地上アナログテレビ放送の受信実態があること
- デジサポの助成金交付決定後に高性能等アンテナにより対策工事を行うこと
- 高性能等アンテナによる対策経費額が3万5千円を超えること
- 過去に地上デジタルテレビ放送を視聴するための受信設備に関わる国の経費支援を受けていないこと

### 助成額

高性能等アンテナ対策経費の3分の2に相当する額、または、  
高性能等アンテナ対策経費から3万5千円を差し引いた額のいずれか低い方の額。

※ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える伝送路部分の整備経費についてはデジサポが認める範囲をデジサポが全額負担します。

※助成金は同一建屋の対策に対して1回限りとし、申請者が指定する口座に振り込みます。

総務省テレビ受信者支援センター

## 助成制度の利用に必要な書類

|       | 対策を行う前に必要な書類                                                                                                                                                         | 対策を行った後に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● デジサポの経費助成事業 助成金交付申請書</li> <li>● 工事の見積書</li> <li>● 線路図<br/>(15mを超える伝送路整備を行う場合のみ)</li> <li>● その他(デジサポが状況により指定するもの)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● デジサポの経費助成事業 実績報告書</li> <li>● 工事の請求書又は同額収書の写し</li> <li>● 工事の完成写真</li> <li>● 有線電気通信法第3条の規定に基づく届出の写し<br/>(本事業により届出等を要した場合のみ)</li> <li>● 助成金の受領に関する書類(振込先口座等)</li> <li>● その他(デジサポが状況により指定するもの)</li> </ul> |

※助成制度を利用するには、対策を行う前に助成制度の申請手続きが必要です。  
(事前の申請なく行った対策については助成制度の対象とはなりません)

## 実施期間

平成22年度においては以下の通りです。

平成22年4月1日以降、平成23年3月31日まで  
(実績報告書 平成23年3月10日メ切)



※工事は3月10日の実績報告書メ切りに間に合うように終了してください。

## 問い合わせ窓口

本助成制度は、国の補助を受け、(社)デジタル放送推進協会(Dpa)の「総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)」が実施しています。

### デジサポ難視対策助成制度窓口

**TEL : 0570-074007**

**受付時間: 平日 9:00~18:00**

※IP電話等で、上記番号につながらない場合は、03-6459-2818でお受けいたします。



## 個人情報の取り扱いについて

(社) デジタル放送推進協会(Dpa)の「総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)」は、当該情報について、法令を遵守し慎重かつ適正に取り扱います。  
詳細は、DpaのWebサイト(<http://www.dpa.or.jp/privacy/>)をご参照下さい。

## 地上デジタルテレビ放送全般についてのお問い合わせ

総務省 地デジコールセンター

電話 0570-07-0101(平日9:00~21:00 土・日・祝9:00~18:00)

新たな難視対策のためにケーブルテレビ等へのご加入をご検討される皆さまへ



## 地上デジタル放送の難視対策への 経費助成について



### 助成制度の概要

地上アナログテレビ放送は個別受信アンテナで受信できている地域であって、地理的な条件等により地上デジタルテレビ放送が個別受信アンテナで受信できない地区(以下「新たな難視地区」といいます)において、地上デジタルテレビ放送の受信を目的としてケーブルテレビ・共同受信施設等へ新たに加入した場合、加入経費(初期費用)の一部についてデジサポの助成制度(個別受信難視聴対策事業費補助事業)を利用することができます。

### 助成対象となる方

現在、地上アナログテレビ放送を個別受信アンテナにより受信している建屋を所有または管理している個人または法人で、以下の助成対象となる要件を満たしている方が申請できます。

※地上アナログテレビ放送を共同受信施設やケーブルテレビで視聴されている方は対象となりません。  
なお、共同受信施設の場合は、当該施設のデジタル化改修経費に対して国の支援があります。

### 助成の対象となる要件

- 総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会が策定・公表する「地上デジタル放送難視地区対策計画」(以下「対策計画」といいます)において「新たな難視地区」と特定されていること
- 対策計画で対策手法が、受信側の対策※となっている地域であること  
(お住まいの地区が新たな難視地区の場合、対策手法等について、総務省及び地域の放送事業者から個別にお知らせすることとしております。)
- 個別受信アンテナによる地上アナログテレビ放送の受信実態があること
- デジサポの助成金交付決定後にケーブルテレビ等への加入手続きを行うこと
- ケーブルテレビ等への加入経費(初期費用)が3万5千円を超えていること
- 過去に地上デジタルテレビ放送を視聴するための受信設備に関わる国の経費支援を受けていないこと

※受信側の対策とは、「CATV加入」「既設共聴加入」「共聴施設設置」および「高利得受信アンテナ等」を指します。

### 助成額

ケーブルテレビ等への加入経費(初期費用)から3万5千円を差し引いた額(ただし助成額は3万円を上限とする)

※加入経費(初期費用)とは、引き込み工事費、契約料等地デジ対応に不可欠な経費をいいます。

※助成金は同一建屋の対策に対して1回限りとし、申請者が指定する口座に振り込みます。

総務省テレビ受信者支援センター

## 助成制度の利用に必要な書類

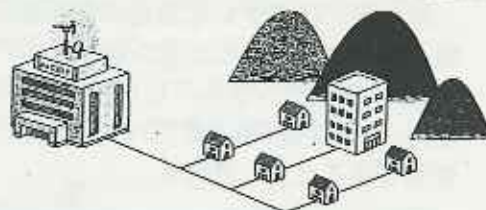
|       | 対策を行う前に必要な書類                                                                                                                                      | 対策を行った後に必要な書類                                                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● デジサポの経費助成事業 助成金交付申請書</li> <li>● ケーブルテレビ等への加入経費(初期費用)がわかる見積書等</li> <li>● その他(デジサポが状況により指定するもの)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● デジサポの経費助成事業 実績報告書</li> <li>● ケーブルテレビ等への加入経費(初期費用)の請求書又は同額収書の写し</li> <li>● 助成金の受領に関する書類(振込先口座等)</li> <li>● その他(デジサポが状況により指定するもの)</li> </ul> |

※助成制度を利用するには、対策を行う前に助成制度の申請手続きが必要です。  
(事前の申請なく行った対策については助成制度の対象とはなりません)

## 実施期間

平成22年度においては以下の通りです。

平成22年4月1日以降、平成23年3月31日まで  
(実績報告書 平成23年3月10日メ切)



※工事は3月10日の実績報告書メ切りに間に合うように終了してください。

## 問い合わせ窓口

本助成制度は、国の補助を受け、(社)デジタル放送推進協会(D p a)の「総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)」が実施しています。

### デジサポ難視対策助成制度窓口

**TEL : 0570-074007**

**受付時間: 平日 9:00~18:00**

※IP電話等で、上記番号につながらない場合は、03-6459-2818でお受けいたします。



## 個人情報の取り扱いについて

(社) デジタル放送推進協会(D p a)の「総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)」は、当該情報について、法令を遵守し慎重かつ適正に取り扱います。  
詳細は、D p aのWebサイト(<http://www.dpa.or.jp/privacy/>)をご参照下さい。

## 地上デジタルテレビ放送全般についてのお問い合わせ

総務省 地デジコールセンター

電話 0570-07-0101(平日9:00~21:00 土・日・祝9:00~18:00)

お問い合わせはこちら

|                                                                                               |                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 綜務省北海道総合通信局                                                                                   | 〒000-8795<br>札幌市東区北一条西三丁目 4番地 6号7号                |
| 有線共通                                                                                          | 011-708-2311                                      |
| 無線共通                                                                                          | 011-708-4371<br>011-708-4373, 4375                |
| <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/</a> |                                                   |
| 総務省東北総合通信局                                                                                    | 〒980-0799<br>仙台市青葉区本町2-2-23 仙台北郵便局内               |
| 有線共通                                                                                          | 022-221-0705                                      |
| 無線共通                                                                                          |                                                   |
| <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/</a>     |                                                   |
| 総務省関東総合通信局                                                                                    | 〒100-8795<br>〒100-8795 東京都千代田区千代田 3-1-1 新大塚5番5号7号 |
| 有線共通                                                                                          | 03-6338-1727                                      |
| 無線共通                                                                                          | 03-6338-1712                                      |
| <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/</a>       |                                                   |
| 総務省中部総合通信局                                                                                    | 〒930-8795<br>福井県鯖江市1100 鯖江市庁本庁舎                   |
| 有線共通                                                                                          | 076-234-9930                                      |
| 無線共通                                                                                          |                                                   |
| <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/</a> |                                                   |
| 総務省北陸総合通信局                                                                                    | 〒920-8795<br>石川県能登町丁部2-2-20 金沢五番郵便局内              |
| 有線共通                                                                                          | 076-233-4450                                      |
| 無線共通                                                                                          |                                                   |
| <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/</a> |                                                   |

地上デジタル放送に関するお問い合わせはこちらへ

総務省 地デジコールセンター ☎0570-07-0101 (平日9:00~21:00、土日・休日9:00~18:00)

※P電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は、03-4334-1111まで、お掛けしております。  
http://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/whatsnew/digital-broad  
※落着いて、ネット・デジタルが世の中の流通に関する相談窓口がなくなります。私の家では、地デジを見るには、  
落着いて、ネット・デジタルが世の中の流通に関する相談窓口がなくなります。私の家では、地デジを見るには、  
落着いて、ネット・デジタルが世の中の流通に関する相談窓口がなくなります。私の家では、地デジを見るには、

NHKの助成制度に関するお問い合わせはこちらへ

NHK自主共聴助成制度窓口 0120-406677  
 パーダナル(通信料無料)  
 (平日 9:30~17:30)

**詐欺にご注意!**

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が横行しています。特に給湯釜のない工事や代金請求にはご注意ください。

地上デジタル放送に匹敵するほどの音質や、不十分な音質に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質手法にご注意ください。

2709年5月20日 星期四

山間部等の地理的集中によるテレビ見聞解消のための辺地共済施設で

# 地上ミニタル放牧

[illegible]

あなたの地域の  
地味厚施設でも

「アナログ放送は、見えているのに、デジタル放送になる受信できなくなる」という地域も……

2011年7月24日までに

2006年12月15日



從新編

# 地上デジタル放送を受信するための辺地共聴施設の改修等を支援します。

山間部等の地理的条件によるテレビ放送の難視聴解消を目的とする  
 辺地共聴施設において、地上デジタル放送を受信するために改修  
 または新たな難視聴地域において辺地共聴施設を新設する場合、  
 工事を行う市町村・辺地共聴施設の設置者に対して国がその整備費用の一部を補助します。

地上デジタル放送対応には2つの方法があります。

## ①有線共聴施設でデジタル対応

**事業主体** 市町村または辺地共聴施設の設置者

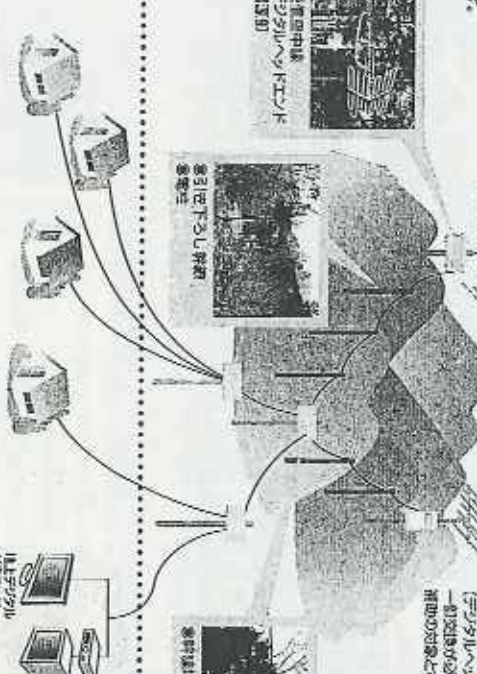
**対象地域** 山間部など中継局の放送エリアの外の地域

**デジタル受信点（改修）**  
 現行のアナログ受信点で地上デジタル放送を受信できない場合、新たにデジタル受信点の設置が必要となります。

**補助対象設備**  
 受信点設備の移設費、改修費等  
 ※設置費は10万円、10万円を超える場合は10万円の半額です。

**補助率**  
 ●現行共聴施設を改修する場合は1/2  
 ●新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合は2/3

**デジタル受信点（改修）**  
 現行のアナログ受信点で地上デジタル放送を受信できない場合は、現行のアナログ受信点の改修費用（10万円）にデジタル受信点の設置費用（10万円）の合計が補助対象となります。



**標準的な負担割合**

事業費の1/2を国（事業費の1/2）  
 事業費の1/2を市町村（事業費の1/2）

事業費の2/3を国（事業費の2/3）  
 事業費の1/3を市町村（事業費の1/3）

**（改修時）**

事業費の1/2を国（事業費の1/2）  
 事業費の1/2を市町村（事業費の1/2）

事業費の2/3を国（事業費の2/3）  
 事業費の1/3を市町村（事業費の1/3）

**（新設時）**

事業費の1/2を国（事業費の1/2）  
 事業費の1/2を市町村（事業費の1/2）

事業費の2/3を国（事業費の2/3）  
 事業費の1/3を市町村（事業費の1/3）

## ②無線共聴施設でデジタル対応

**事業主体** 市町村または辺地共聴施設の設置者

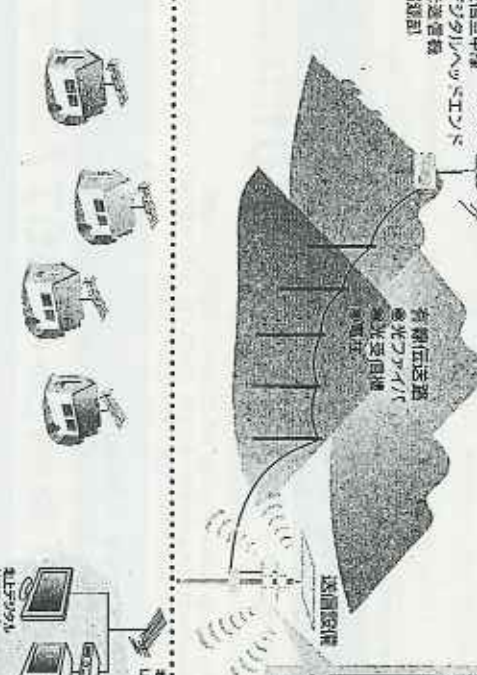
**対象地域** 山間部など中継局の放送エリアの外の地域

**受信点**  
 ●受信点中継  
 ●デジタルヘッドエンド  
 ●光変換機  
 ●電圧調整機

**補助対象設備**  
 受信点設備、有線伝送路、送信設備等

**補助率**  
 ●現行共聴施設から置き換える場合は1/2  
 ●新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合は2/3

**無線共聴施設**  
 現行のアナログ無線共聴施設で地上デジタル放送を受信できない場合、新たにデジタル無線共聴施設を設置する必要があります。



**標準的な負担割合**

事業費の1/2を国（事業費の1/2）  
 事業費の1/2を市町村（事業費の1/2）

事業費の2/3を国（事業費の2/3）  
 事業費の1/3を市町村（事業費の1/3）

**（改修時）**

事業費の1/2を国（事業費の1/2）  
 事業費の1/2を市町村（事業費の1/2）

事業費の2/3を国（事業費の2/3）  
 事業費の1/3を市町村（事業費の1/3）

**（新設時）**

事業費の1/2を国（事業費の1/2）  
 事業費の1/2を市町村（事業費の1/2）

事業費の2/3を国（事業費の2/3）  
 事業費の1/3を市町村（事業費の1/3）

**新たな難視聴地域とは**

アナログ放送（VHF）

デジタル放送（DHF）

電波の特性上、VHF帯の電波を使用するアナログ放送では山を回り込んで電波が届いていないが、DHF帯の電波を使用するデジタル放送では電波の直進性が強いので山にさえぎられ各家で電波が届かなくなる地域が出てきます。



辺地共聴施設の改修・新設について一定の要件を備えると①改修の場合はNHKの助成や技術的支援、受信点設置および技術的支援、手続きの支援、②新設の場合はNHKの助成、を受けることができます。詳しくはNHKにお問い合わせください。

# 地上デジタル放送受信のための支援について

地上デジタル放送を視聴するには…

平成23年7月24日まで  
に今までのテレビ放送  
(地上アナログ放送)は  
終了します。

- それまでに皆さまのテレビを「地上デジタル放送」対応に換えていただく必要があります。
- 地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送に対応しているテレビに換えるか、現在ご利用中のアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーをつなぐ必要があります(ケーブルテレビなどをご利用の場合は上記と異なる場合があります。)

## どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ視聴できない世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー(以下、簡易なチューナー)の無償給付(1台)などの支援を行います。

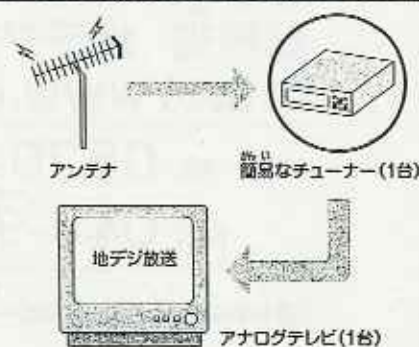
## 誰が支援を受けられるのですか？

右のいずれかに該当  
し、NHKの放送受信料  
が全額免除となってい  
る世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
  - ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
  - ③社会福祉事業施設に入所されている世帯
- ※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意願います。  
(共同受信施設などで平成21年4月以降に地上デジタル化工事を行った場合には、支援の対象となる場合があります。)

## 支援の内容は？

- ①簡易なチューナー(1台)を無償で給付します(※テレビは給付しません。)  
→ 簡易なチューナー(1台)を無償給付することにより、現在ご利用中のテレビ(アナログテレビ1台)で地上デジタル放送を視聴できます。簡易なチューナー(1台)は、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- ②アンテナ工事などが必要な場合は無償で工事を行います。  
→ 簡易なチューナー(1台)の設置のみでは地上デジタル放送が視聴できない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビで視聴している世帯の必要最低限の改修経費なども負担します。



## 支援受付期間

平成22年4月19日～平成22年7月2日(消印有効)[平成22年度分]

## 支援の申込方法は？

支援の申込書を総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

支援の申込書の  
入手方法

- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。ご希望の部数を送付します。
  - ②支援の申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口を用意している場合もあります。
- ※なお、平成22年4月末時点で、NHKの放送受信料が全額免除の世帯で、かつ平成21年度に支援の申込をしていない世帯には、NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されます。



## 注意していただきたい点について

- 支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、放送受信料が全額免除となっている必要があります。まだ放送受信料が全額免除になっていない世帯については、早めの手続きをお願いします。
- ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできませんのでご注意ください。
- 共同受信施設やケーブルテレビの改修経費への支援には、領収書または請求書(原本)や見積書などの工事関係書類が必要となります。
- 地上デジタル放送が始まっていない地域は、地上デジタル放送開始後に支援を行うことになります。



## 悪質商法にご注意ください!

この支援による簡易なチューナーの給付、アンテナの工事などについて費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込み詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

## 地上デジタル放送受信のための支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター  
<http://www.chidejishien.jp>

電話番号をよくお確かめの上、  
おかけください

ナビダイヤル: 0570-033840  
キョウロク  
 FAX: 044-966-8719

ナビダイヤルが利用できない場合は  
キョウロク  
 TEL: 044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

## NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンター  
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

電話番号をよくお確かめの上、  
おかけください

ナビダイヤル: 0570-000588  
 FAX: 044-888-4340

ナビダイヤルが利用できない場合は  
 TEL: 044-871-8441

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

総務省

地デジチューナー支援実施センター